2023 年 4 月 26 日

2002 年競争法の改正

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

Contents

Ⅰ. 2002 年競争法改正法の成立

Ⅱ. 主要な改正点

Ⅲ. 今後の見通し

I. 2002 年競争法改正法の成立

インドの競争法である 2002 年競争法(Competition Act, 2002)を改正する法案(Competition (Amendment) Bill, 2023)(以下、「**本改正案**」といいます。)がインド議会において可決され、大統領の同意を得て、2023 年インド競争法改正法(以下、「**2023 年改正法**」といいます。)として成立しました。

本改正案は、2018 年秋に設置された競争法検討委員会(Competition Law Review Committee)が 2019 年 7 月 26 日に提出した報告書(同報告書は、同年 8 月 14 日に公開)における提言も踏まえて、2022 年 8 月にインド議会の下院(ロク・サバ)に提出されていたものです。本改正案は、議会に付設された委員会における検討・報告を踏まえて、2023 年 2 月に一定の修正が加えられ、2023 年 3 月 29 日に下院(ロク・サバ)で、同年 4 月 3 日に上院(ラジャ・サバ)で可決されました。その後、本改正案は、2013 年 4 月 11 日、大統領の同意を経て法律として成立しました。

2023 年改正法は、インド競争法の成立、施行以降で最も大きな改正といえるものです。本稿では、2023 年改正法の主要な改正点について概要を説明します。

II. 主要な改正点

1. 和解手続および確約手続の導入

新たな枠組みとして、反競争的協定(カルテルを含む水平的協定を除く)および支配的地位の濫用の事案についての和解手続(settlement)および確約手続(commitment)が導入されます。

和解手続は、反競争的協定（カルテルを含む水平的協定を除く）や支配的地位の濫用が疑われる事案について、インドの競争法規制当局であるインド競争委員会（Competition Commission of India）（以下、「**インド競争委員会**」といいます。）の調査実施機関であるDirector Generalの調査報告書の被疑当事者による受領以降、同委員会における処分の有無や処分内容についての最終判断が下される前に利用できる手続です。現時点では詳細は不明ですが、おそらくは他の法域における和解手続と同様に、被疑当事者と競争法当局であるインド競争委員会とが和解（合意）することで手続が終了し、手続の迅速化のみでなく、インド競争委員会による処分の軽減を受けることもできるような手続となることが想定されます。

一方、確約手続は、反競争的協定（カルテルを含む水平的協定を除く。）や支配的地位の濫用が疑われる事案について、Director Generalによる調査開始から調査の終了まで（Director Generalの調査報告書の被疑当事者による受領前）に利用できる手続です。和解手続と同じく、現時点では詳細は不明ですが、おそらくは他の法域における確約手続と同様に、被疑当事者からインド競争委員会に対し、自発的に改善計画を策定して改善を確約し、インド競争委員会が同改善計画の実施を法的に義務付けることになるような手続となることが想定されます。

これらは、EUにおける同様の手続を参考にして、手続および事件解決の迅速化を目指すものと思われます。しかしながら、違反行為の自認が前提とされるのか等、手続の詳細は2023年改正法の規定からは必ずしも明らかではありません。これらについては、今後、施行規則やガイドラインなどによって明らかにされていくことが期待されます。

2. リニエンシー・プラス／リニエンシーの撤回

現行の2002年競争法上、カルテルについては、リニエンシーの制度が既に存在しており、実際に広く利用されています。

改正案においては、リニエンシーによる事件解決をさらに円滑にするためにいくつかの方策が導入されます。特に、既にリニエンシーを申請している事業者がさらに別のカルテルを開示し、これにより別のカルテルの調査の開始に至った場合に、既に調査が開始しているカルテルについても制裁金が減額されうる制度（リニエンシー・プラス）が導入される点が注目されます。同様の制度は他の法域でも既に採用されています。

また、リニエンシー申請を撤回することも可能となっています。もっとも、リニエンシー申請者が提出した証拠の撤回まではできず、インド競争委員会はこれを証拠として利用できることとされています（ただし、リニエンシー申請者の違反の自認の証拠として利用することはできません。）。

3. ハブ・アンド・スポーク

水平的な反競争的協定において、必ずしも同業者ではない事業者が関与することがあります。いわゆる業界団体がカルテルを促進したり、ハブ・アンド・スポークと呼ばれる競業事業者以外の仲介者（ハブ）が関与してカルテルが形成されるような場面です。

2023年改正法においては、反競争的協定の促進に関与した又は関与しようとした事業者は、たとえ当該反競争的協定の構成員らと同業者ではなかったとしても、当該反競争的協定に参加した者として推定されるとしています。

4. 企業結合届出制度における取引価値基準の導入

企業結合の届出が必要となる要件について、これまでは企業結合の当事者やそのグループの一定の資産や売上高を届出の基準値とする要件が規定されていました。

2023 年改正法では、これらの資産や売上高に加え、取引価格(deal value)を届出の基準値とする要件が追加されています。具体的には、取引価格が 200 億ルピーを超え、かつ対象会社がインドにおける実質的な事業を行っている場合には、たとえ企業結合の当事者やグループの資産や売上高が基準値を満たしていない場合であっても、インド競争委員会への企業結合の届出が必要となります。

なお、競争法検討委員会の提言においては、取引価格基準はデジタルエコノミーの分野においてのみ適用されることが想定されていましたが、2023 年改正法ではそのような適用範囲の限定は明示されていません。この点については、関連規則等による適用範囲の明確化が待たれます。

5. 企業結合届出の審査期間の短縮

現行の企業結合届出の審査期間は、Phase I(※インド競争委員会が最初の意見を出すまでの期限。多くの案件では、この段階で企業結合届出が承認されます。)について原則として 30 営業日とされています。2023 年改正法は、これを 30 暦日としています。2022 年 8 月時点での改正案では、20 暦日まで短縮することが規定されていましたが、国会における審議の過程で 30 暦日に修正されました。

また、現行法は、Phase II(※インド競争委員会が最終意見を出すまでの期限)を含めた審査期間は 210 暦日を上限としていますが、2023 年改正法では 150 暦日を上限としています。

6. 世界売上高を基礎とした制裁金算定

反競争的協定や支配的地位の濫用に関して、インド競争委員会が科する制裁金の算定基礎とされる違反者の売上高について、世界売上高(global turnover)を基礎とすることが規定されました。

この点、2017 年のインド最高裁判決(Excel Crop 事件)においては、制裁金は関連売上高(relevant turnover)に基づいて計算されるべき旨が判示されていたところ、2023 年改正法は、同最高裁判決を受けて、これを立法により実質的に変更するものとなっています。

今後、インドにおける制裁金が高額化することや、制裁金に関する予測可能性が低くなることが懸念されます。

7. 制裁金額の預託

インド競争委員会による制裁金命令について国家会社法不服審判所(National Company Law Appellate Tribunal)(以下、「NCLAT」といいます。)に対して不服申立てを行う場合、制裁金額の 25%を預託することが義務付けられました。

従来は、不服申立てを行う場合の預託金(デポジット)の金額については明文規定がなく、実務上、NCLAT に対する不服申し立ての際に、NCLAT から制裁金額の 10%の預託を求められることが行われていました(なお、制裁金額の 25%の預託が求められた事例もありました。)。

今回の改正は、NCLAT への不服申立ての際に、一律に 25%の預託金の支払いが求められることを規定したものといえ、一律かつ高額の預託金の支払いが求められることで、インド競争委員会の処分命令に対して不服申立てによる救済を求めるルートが狭められることが危惧されます。

8. 証券市場における取得

インド競争法上、企業結合の届出が必要となる株式取得や合併・分割等の取引は、審査が終了し取引が承認されるまで取引が実行できないとされています。しかしながら、証券市場における株式取得が絡む取引に

おいては、証券市場における株式取得の即時性・価格機微情報の取り扱いの観点から、このような枠組みが取引の支障となる場合もありました。

改正案は、証券市場における株式取得について、取引承認まで取引実行を待つことなく、取引実行後に届出を行うことを許容することとしました。一方で、取得者はインド競争委員会の承認が得られるまでは、議決権、配当の受領などの権利を行使できないとされており、これにより、企業結合の承認が得られるまでは、取得者が実質的に取得した株式に関する権利を行使できないようにしています。

9. 代理人に対する調査

2023 年改正法は、インド競争委員会に対し、当事者の代理人(agent)に対する調査(examine on oath)の権限も与えています。

「代理人(agent)」には、弁護士(legal advisor)も含まれます。この点、インド議会の委員会の提言においては、インドの証拠法や弁護士と依頼者の間の秘匿特権(attorney-client privilege)を害するべきではない旨が示されていましたが、最終的に、2023 年改正法は、インド競争委員会の調査権が及ぶ範囲を「the persons employed as legal advisors」としました。

この点については、適用範囲を企業に雇用される企業内弁護士に限定する趣旨ではないかとも言われていますが、外部の独立のアドバイザーとしての弁護士についても調査対象になるのかについて、今後明確化が必要に思われます。

10.「支配(control)」の定義

2023 年改正法は、「支配(control)」の定義において、重要な影響力(material influence)を行使する能力を主たる指標として採用しました。従前の定義においては、解釈の余地が多く、当局の解釈にも変遷が見られたところでした。

2023 年改正法は、支配を広範に認める基準を採用したものと言えます。

III. 今後の見通し

2023 年改正法は、インド競争法成立以来、最も大きな改正を行うものと言えます。国際的な実務の潮流に沿った内容の改正が見られる一方で、いくつかの点については、不透明さを残すものや当事者の権利を過度に制限してしまう懸念を抱かざるをえない内容もあります。

今後の施行規則、ガイドラインの策定や運用において、適切に対処されるかどうかについて注視が必要と思われます。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士　琴浦　諒（ryo.kotoura@amt-law.com）
弁護士　大河内　亮（ryo.okochi@amt-law.com）

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。